

平成24年 6 月

関西広域連合議会臨時会議案

(議員提出)

目 次

頁

議第 2 号議案 関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件…………… 1

**議第 2 号議案****関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成24年6月30日

関西広域連合議会議長 様

提出者 関西広域連合議会議員

日 村 豊 彦

吉 田 清 一

中小路 健 吾

横 倉 廉 幸

岸 口 実

尾 崎 要 二

福 間 裕 隆

竹 内 資 浩

木 下 誠

西 村 昭 三

関西広域連合条例第 一 号

関西広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務常任委員会 関西広域連合規約（平成22年総行市第250号。以下「規約」という。）の規定による議員定数の範囲内で第 5 条の規定により選任及び所属変更された委員数  
広域連合の管理及び運営に関する事項  
国出先機関対策に関する事項  
資格試験・免許等に関する事項  
他の常任委員会の所管に属しない事項
- (2) 産業環境常任委員会 20人以内で第 5 条の規定により選任及び所属変更された委員数  
広域観光・文化振興に関する事項  
広域産業振興に関する事項  
広域環境保全に関する事項
- (3) 防災医療常任委員会 20人以内で第 5 条の規定により選任及び所属変更された委員数  
広域防災に関する事項  
広域医療に関する事項

## 広域職員研修に関する事項

- 2 規約の規定による選出議員数が2以上となる構成団体の選出議員は、同時に前項第2号及び第3号の常任委員会の委員となることができない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。